

一般競争入札の実施（公告）

長崎県教育センター庁舎等清掃業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年1月13日

長崎県教育センター所長 竹之内 覚

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

長崎県教育センター庁舎等清掃業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県教育センター

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、庁舎清掃に係る競争入札参加資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けが明らかである者でないこと。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号（建築物環境衛生総合管理業）の規定による長崎県知事の登録証明を受けている者であること。
- (7) この公告の日の前日までに長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本所所定の一般競争入札参加申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2号

（名称）長崎県教育センター（総務課）

（電話）0957-53-1131

（提出期限）令和8年2月3日 午後4時まで

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2号

(名称) 長崎県教育センター（総務課）

(電話) 0957-53-1131

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年2月4日までの間（県の休日を除く。）

(場所) 5の部局等とする。なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時及び場所

令和8年2月26日 午前10時30分 長崎県教育センター 本館 4階 小会議室4-1

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（契約書の写し等2件以上）を提出する場合。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(ア)3,000万円以上

(イ)3,000万円未満1,000万円以上

(ウ)1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（履行証明書等2件以上）を提出する場合。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(ア)3,000万円以上

- (イ)3,000万円未満1,000万円以上
- (ウ)1,000万円未満

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、低入札調査基準価格を設定している。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない。
- (3) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするが、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、長崎県庁舎等清掃業務に係る低入札価格調査制度要綱に規定する調査を行い、落札者を決定する。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間ににおいて、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間ににおいて、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (7) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力するものとする。
- (8) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことがある。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に關

する協定」の適用を受けるものではない。

- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。